

## 第7回小諸市自治基本条例ワーキンググループ 会議録（概要）

日 時：平成 21 年 10 月 1 日（木）18：30～21：15

場 所：小諸市役所 3 階大会議室

出席者：ワーキンググループ委員 18 名（欠席 2 名）、アドバイザー 1 名、事務局 3 名  
傍聴者 1 名

### 1 開 会

- ・人事異動で職員が配属となった。事務局として参加するのでよろしく願いたい。（座長）

### 2 議 題

（1）市議会自治基本条例策定委員会の検討報告について

- ・前回、行政評価等について議会が実施する方法も考えられるとの提案があった。議会の策定委員会で検討した内容の報告をお願いしたい。（座長）
- ・議会として実務的な評価ができるか、策定委員会で検討させていただいた。結果、実務的な行政評価をすることは、事務局体制を含め現行の議会体制では困難と判断した。議会における行政評価に関わる現状は、委員会の議案審査において施策及び主な事務事業について、総合計画に基づき評価し、必要に応じて意見を付している。今後は、自治基本条例に定める市議会の責務の規定を踏まえ、議会における適切な評価システムを検討していきたい。現行は 3 つの常任委員会に分割されているが、市政運営全般について特別委員会を設置して進捗状況を評価することも検討していく。自治基本条例への意見としては「行政評価を市民参加により実施します」とあるが、外部評価についての考え方や市民参加の具体的な方法について検討しておく必要があるのではないか。また「結果を市民に分かりやすく公表するものとします」とあるが、公表のあり方を明らかにしておく必要があるのではないか。行政評価の位置づけや評価システム、公表のあり方等については、別途要領等で定めておく必要があるのではないか。といった意見が挙げられた。（委員）

実務的な行政評価を議会で行なうには、現体制では厳しいため、別の立場で評価を行うということか。（座長）

そういうことになる。今後、議会がどのように評価を行なうかを検討していく。事業の優先順位や緊急度など行政側の裁量の部分もあり、複雑になるということも考え併せて、このような結果となった。（委員）

- ・困難と判断したとあるのに評価システムを検討するとはどういう意味か。（委員）

実務的な行政評価の実施を問われたので、それはできないということになった。執行機関の実務評価がしっかりできているかを議会で評価していきたい。現在 3 つの委員会に分割して検討しているが、決算、予算などの特別委員会を設置して、審査又は評価を実施していこうという検討結果となった。（委員）

- ・一番重要なことは、どのような評価システムをつくるかだと思う。（委員）
- ・市の監査委員は、何名でどのような体制になっているのか。（アドバイザー）  
議会から 1 名、民間から 1 名の 2 名体制となっている。（委員）

(2) 参加・協働の検討について

(事務局で「参加・協働の推進」について資料に基づき説明)

・条文をつくることによって、新たに市民参加条例をつくる必要が生じたり、協働についての行政の窓口の設置や拠点整備、ルールづくりを実施していく根拠となる。(座長)

・市民のためにまちづくりが行われるのだとすれば、それに対して議会や市の執行機関は当然協力していくものだと思う。第2項の市民と議会、市の執行機関が対等ということはこういった意味になるのか。(委員)

各主体が互いに尊重されるという意味で使用した。立場としてはそれぞれ違う。(事務局)

協働の定義で確認したことと同じになる。(座長)

市の執行機関や議会は市民のためのものであるため、それが市民と対等ということがしっくりこない。(委員)

表現が適切かということはあるが、市の意見だけが通されるということではなく、まちづくりの担い手としてそれぞれが尊重されるという理解であった。(事務局)

適切かどうかということではなく、意味がどうかと思って質問した。(委員)

一方的にではなく、互いの一致の中で協働していくという意味で使用した。(事務局)

自治基本条例づくりも協働で行なっている。この場合の対等と同じに考えられるのではないか。(座長)

私もそう思ったが、委員が言われることも分かる。(委員)

意味は分かるが定義しないと一般的には分からない。再度、市民の責務などとまとめて議論してほしい。(委員)

整理して全体調整する際に再度検討したい。(座長)

・文面を見ると「対等な立場で」という言葉をあえて入れたという感じがする。これを使わずにつなげてもおかしくはない。(委員)

・この書き方だと主権者である市民が、議会や市の執行機関と対等に格下げされるということになる。内容を見ると協働や市民参加の案件は先送りされたのとれるがどうか。(アドバイザー)

手続き的なものは入れていない。(座長)

他では手続き的な条例等が先にあったり、平行して整備したりしているところもある。(アドバイザー)

・協働のルールブックづくりなど具体的な施策を実施していくという意味確認をしたほうがよい。(委員)

自治基本条例をつくることにより、市民参加条例などの手続き的なことや行政の窓口設置、施設の充実、協働のルールブックづくりなどを実施していく根拠になると考えるので、皆さんご確認いただきたい。(座長)

(事務局で「審議会等への参加」について資料に基づき説明)

・職員の会議で議論になったところは、必ず委員を公募し、参加いただくことは望ましいが、実態としてそうではない場合もありえるとのことで原則としたことなどであった。第2項については、当然ながら内容によっては公開できないものもあるとのことで原則とした。(座長)

・ここだけ「させなければなりません」とった表現になっているのはなぜか。(委員)

文面の統一は全体の中で行いたい。(座長)

- ・公募とは何か。(委員)  
参加したい人が参加できるチャンスがあるということになる。時間的なものも含めて、出て来られる人が限られた中での公募はどうかという議論もある。(座長)
- ・議員や団体の代表はバックグラウンドがあるが、何のバックグラウンドもない人が出てくることも可能なのか。来て好きなことを言っただけでかきまわすことも考えられる。(委員)
- ・ごみ焼却施設の市民会議の委員は、応募者に作文を書いてもらって判断している。そういったものもあるが全てがそうはなっていない。(委員)
- ・参加しないのも権利だが、参加できる土壌もなければならぬと考えて作成した。(事務局)
- ・現在は、議会や各種団体からの選出が主になっている。そういう団体の長でなくても興味があって参加したい人もいる。そういう人のためにも公募は規定しておいてほしい。(委員)
- ・バックグラウンドがなくても市民は市民である。(委員)
- ・公募の場合、選ぶ側が偏った人選を行なう可能性も考えて、何らかの基準を設けることは必要だと思う。(委員)
- ・今、かなり重要な問題が提起されていると思う。会議へ個人で参加された方と議会や団体の選出で参加された方の意見を対等に扱うことは、本当の意味での市民の代表といえるのか。公募には正当性や公開といったフレーバーはあるが、本当にそれが正当なのか。それと同時に、ここでは、主婦で子育てしている様な共通の利害を持つ集まりで団体にはなっていない方を公募で参加させることになっている。協働として参加させるのであれば、グループの代表として意見を吸収することも考え方としては必要になる。公募はグループをつくっていくこととセットと考える。(アドバイザー)
- ・男女の構成、各種団体、重複など審議会の細かな構成のあり方についてどこかで整理しないとイケない気がする。(委員)
- ・昼間の会議に出てこられる人は限られている。かつて公募で、同じ人がいくつもの審議会に手を挙げて出ていたということもあった。(座長)
- ・先に昼間の会議として応募者を制約しているが、そうでない方法もあるのではないかと。そうしたことを公募とセットで考えてはどうか。(委員)
- ・「多様な人が公募に参加できるような制度を執行機関はつくらなければならない」と条例に謳うこともできる。(アドバイザー)
- ・専門的なもの、広い範囲のものなど審議会によって対象を絞り込んだり広げたりしなければならないと思う。(委員)
- ・執行機関側からの目線だけでなく市民側からの目も重要だと思う。意見を言いたい人の権利を行使する門戸を閉ざしてはならない。(委員)
- ・公募に応じやすい条件を整える部分を条例に盛り込んだほうがよいか。(座長)  
資料のなかほ市のように委員の構成等を謳っておけばよいのではないかと。(委員)
- ・アドバイザーからの意見である「多様な人が公募に参加できるような条件整備」と「幅広い人材の登用」といった部分を条例に含めるがよいか。(座長)  
よい。(委員)  
ではそういう形をとりたい。(座長)

(事務局で「住民投票制度」について資料に基づき説明)

- ・たたき台は、この条例と同時若しくは公布後に常設の住民投票条例を整備する方針で考えている。対象を18歳以上としたのは、いわゆる国民投票法との整合を図った。また、市民からの請求を50分の1としたのは、地方自治法の直接請求権との整合を図った。住民投票は住民の最終的な意思確認になるが、あくまで二代表制の中で運営していくことを考え、住民投票を必ず実行しなければならない4分の1の連署数については、現行法で最もハードルが高い長の解職や議会の解散などの3分の1よりは低く、合併の特例に関する法律の6分の1よりは高くする必要があると考えた。住民投票条例は常設型と個別型のどちらがいいのか、また定住外国人の投票権についても併せてご検討いただきたい。(事務局)
- ・安易に実施されないよう、ハードルは高いほうがよい。4分の1では低いと思う。(委員)  
そうすると3分の1以上が適切ということか(座長)  
そう思う。(委員)
- ・逆を言えば、ハードルを高くしないことで意見を聞くことも民主主義の一つだと思う。(委員)
- ・長や議員の解職など一度住民が意思決定しているものを覆すのが3分の1の規定となっている。住民投票は、そうした決定をしていないものに対して実施するものであるから、ハードルが高い必要はないのではないか。(アドバイザー)
- ・実際に実施するのであれば、4分の1を集めるのは大変なことだと思う。(委員)
- ・3分の1だと選挙の投票数より多くなるのではないかと。それより低くないと住民投票を行なう意味がない。(アドバイザー)
- ・4分の1はかなりハードルが高い。住民投票を謳ってあるのがよい自治基本条例ではなく、必要があったときに実施できるものでないといけない。皆さんで一考願いたい。(委員)
- ・4分の1で議会の関与なく実施できる。50分の1集まれば議会の中で議論していただくことになる。(事務局)
- ・市民が直接決める道を残すということについてはよろしいか。(座長)  
よい。(委員)
- ・4分の1についてはよいか。(座長)  
よい。(委員)
- ・18歳以上についてはどうか。(座長)
- ・新聞記事で、18歳で投票の権利をもらっても、どうしてよいか分からないという声も多いと紹介されていた。18歳と決めずに案件に応じて上下できるようにしたほうがよいと思う。(委員)
- ・確かに分からない人もいると思うが、18歳位から考えさせ、育て、興味を持たせていくためには大切だと思う。(委員)
- ・現実問題として18歳は心もとないと思う。しかし、18歳と決めることで、市民全体が、その年齢を境目として意識していく姿勢は大切だと思う。18歳だけでなく、周りがそういった意識を持つ意味も考え、18歳に賛成したい。(委員)
- ・18歳と決めてしまうと、それよりも低い年齢の人が関心を持つことに関われなくなってしまうのではないかと。やはり、案件により年齢を上下できるようにしたい。(委員)
- ・常設型ではなく、個別型の住民投票がよいということか。(座長)

常設型で案件に応じて変更できる形がよい。(委員)

- ・技術上、常設型の条例で年齢を決めないということではできるのか。(座長)  
難しい。権利というものは、私たちが関心があるかどうかで決まっているものではなく、一定のラインで線が引かれる。権利にはそういった側面もある。(アドバイザー)  
そうすると、18歳でも20歳でも40歳でもいいということになるのではないか。(委員)  
議論や政策によってその線引きを決められるのか、という意味である。(アドバイザー)
  - ・18歳位になれば社会的にも意識ができてくる。選挙でなく住民による投票であるため18歳でよいのではないか。(委員)
  - ・方向性としては18歳以上で進めたい。(座長)
  - ・定住外国人を含めることについてはいかがか。(座長)
  - ・定住とは日本国籍がなく小諸に住んでいる人ということか。(委員)  
国籍を持たず、外国人登録をしてビザを取得し、住民票に相当するものがあるということになる。納税義務はあるが選挙権はない。(事務局)
  - ・定住外国人の人数を市で把握できるのか。(委員)  
登録があるので把握できる。(事務局)
  - ・含める方向で進めたい。(座長)
  - ・前回の説明を聞いた限りでは、事務局は個別型の住民投票で進めたいとの意向と受け取った。常設型に方向転換した理由を皆さんと共有したほうがよいと思う。(アドバイザー)  
個別型だと住民投票を基本条例に入れる必要がない。市長、議員の提案で条例ができる。常設型でなければ、住民が直接発議するという部分を書き込むことができない。(座長)  
つまりは、新しい制度をつくったことになるということになる。(アドバイザー)
  - ・住民投票の結果を尊重するとあるが、しなかった場合はどうなるのか。(委員)  
罰則はない。あくまで尊重しなければならないということになる。(座長)  
政治的に大きな意味がある。この項目があることにより、尊重しなければ条例違反の市長ということで次の選挙が危なくなる。(アドバイザー)  
それでは、住民投票を行なったもの勝ちになるのではないか。  
市長や議会が尊重しない場合、次は解職請求や議会の解散請求となる。(事務局)
- (事務局で「パブリックコメント」について資料に基づき説明)
- ・市には意見聴取制度が例規として整備されていない。この条例の制定後に例規を整備することになる。(事務局)
  - ・国では行政手続きとして、規則や命令などを制定しようとするときに、30日の期間を設けて意見聴取し、決定後に採否の理由など意見への回答を行うことになっている。(委員)
  - ・それは案をつくってからということか。(委員)  
案に対してということになる。(座長)
  - ・国は規則や命令などについて意見を求めるが、大きな施設などをどこにどのように造るかについて意見を求めるわけではない。(委員)
  - ・この条文でいくとどうなるのか。(委員)  
意見に対して、どのようなものを取り入れたのか、取り入れなかった場合の理由など、決定までの透明性が確保される。(座長)

それではあまり意味がないと思う。(委員)

- ・現在は意見を聞きっぱなしのところがあるが、これにより決定後に採否の理由を示すことになる。(事務局)
- ・流れとして見えるというだけである。市民にとって何になるのか。(委員)  
その積み上げにより手続きが透明になる。(座長)
- ・「重要」という判断は行政でやるのか。(委員)  
何を重要とするかは悩ましいところである。(座長)
- ・何が「重要」ということと「事前」とは意見を聞いて計画が変えられる段階なのかということ、「採否」は誰が決定するかということが不透明ではないか。(委員)  
基本計画あるいはそれに相当する施策については「重要な」にあたる。採否については、その執行権を持つところになる。(座長)
- ・パブリックコメントもまたカタカナ文字が使われている。また、わざわざ手続きとしてあることに、順序だけ踏めばよいというものがあると感ぜられる。重要な尺度を付け、事前についてどの段階かを謳わなければ新たなものにならない。(委員)
- ・「重要な」という部分はどこも苦労して規定しているところである。(座長)
- ・先に物差しがあつてではなく、議会が大事な問題として取り上げてパブコメを行なう必要が出てくるのではないか。(委員)
- ・ある市では、情報提供に関してではあるが、自治基本条例の施行規則で「次に掲げる情報については、市民への情報提供に特に努めるものとする。」として対象を列挙している。(事務局)
- ・事務局では、企画立案段階の情報提供を情報公開に盛り込みたいとしているが、それとの関係はどうなるのか。(委員)  
ここはあくまで行政手続きということになる。(座長)
- ・きちんとしたパブコメはこれまで実施できていない。担当によりまちまちだったものを、ルールをつくって実施しようという部分になる。(事務局)  
そういう習慣ができることで、色々なことが変わっていく。(座長)
- ・「事前」ということについては、企画立案の段階からということになるのか。(委員)  
これは手続きに関することになるため、案ができた後ということになる。(座長)
- ・ごみ処理施設問題を例にとると、案を公表したことに対する意見への対応という理解でよいのか。(委員)
- ・「事前」の公表と応答については、市政運営の情報公開や説明責任、応答責任の部分で対応していくことになるかと思う。また全体の中で調整していきたい。(座長)

### (3) その他(条例の見直し等)の検討について

(事務局で「広域連携」「条例の見直し」「補則」について資料に基づき説明)

- ・近隣町村との共同事業もあるが、姉妹都市との連携や災害協定なども考え、見出しは広域連携とせず「他の自治体との連携」とした。自治基本条例の見直しについては、市長任期に1回は行なうこととして、定期的に検討することによる市民意識の向上も考慮した。(事務局)
- ・連携については、国や外国は除いてある。何かご意見があればいただきたい。(座長)
- ・なぜ「議会及び市の執行機関」というように議会が先にきているのか?(委員)

たたき台のこれまでの順序に合わせているだけで特に意味はない。(事務局)

- ・「議会及び市の執行機関」を合わせて「市」とするかなど表現については、調整していきたい。他の自治体との連携についてはよろしいか？(座長)

よい。(委員)

- ・委員会をつくり見直しを行うということだが、この条項についてはいかがか。(座長)

- ・「行い」とはどういうことか。(委員)

「行います」ということになる。(事務局)

見直しの検討は義務化しなければ意味がないのではないか。関連する全ての条例の見直しは誰が行なうのか。(委員)

既存条例が自治基本条例に沿っているかどうかは、所管している部署が判断し改正していく。

(事務局)

条例であれば議会で判断できる。規則や要綱は執行機関でということになる。(委員)

- ・「とします」より「とする」という表現のほうがよいと思う。(委員)

- ・これで一度整理して次回以降全体の調整をしていきたい。(座長)

(4) その他

(事務局で今後のスケジュールについて説明)

- ・大変厳しいスケジュールだがよろしくお願ひしたい。(座長)

- ・なるべく横文字はないほうがよいと思う。(委員)

- ・条例の主役は市民ということでよいか。(委員)

そうである。(座長)

その割に「市民は」という部分が少ない気がするが、また全体の中で検討したい。(委員)

- ・前文等についても委員の皆さんなりの案をつくっていただければと思う。(座長)